



国総観事第122号
平成20年6月30日

(社)全国旅行業協会会長 殿

国土交通省大臣官房総合観光政策審議官



「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の一部改正について

「企画旅行に関する広告の表示基準等について」(平成17年2月28日国総旅振第387号)の一部を下記のとおり改正するので、貴協会傘下会員に対し周知徹底するとともに、その旅行業者代理業者に対しても周知徹底するようによろしく取り計らわれたい。

記

「3 企画旅行契約に係る取引条件の説明に使用する書面の記載事項について(法第十二条の四、施行規則第二十五条の三関係) (7)「(5)に掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であつて旅行者が通常必要とするもの」について(施行規則第二十五条の三第一号ホ)」中、「、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る。)」を削る。

「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の改正

(改正後)

国総旅振第387号
平成17年2月28日

(社)日本旅行業協会会長あて
(社)全国旅行業協会会長あて

国土交通省大臣官房総合観光政策審議官

企画旅行に関する広告の表示基準等について

3 企画旅行契約に係る取引条件の説明に使用する書面の記載事項について

(7)「(5)に掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの」について(施行規則第25条の3第1号ホ)

渡航手続諸費用、空港諸税、空港施設使用料、超過手荷物料金等の旅行代金に含まれていない旅行に関する経費を具体的に記載すること。

旅行業者等が当該経費を別途旅行者から収受する場合には、それぞれの経費の収受方法、収受内容、収受金額の根拠を記載すること。

(改正前)

国総旅振第387号
平成17年2月28日

(社)日本旅行業協会会長あて
(社)全国旅行業協会会長あて

国土交通省大臣官房総合観光政策審議官

企画旅行に関する広告の表示基準等について

3 企画旅行契約に係る取引条件の説明に使用する書面の記載事項について

(7)「(5)に掲げる対価に含まれていない旅行に関する経費であって旅行者が通常必要とするもの」について(施行規則第25条の3第1号ホ)

渡航手続諸費用、空港諸税、空港施設使用料、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限る。)、超過手荷物料金等の旅行代金に含まれていない旅行に関する経費を具体的に記載すること。

旅行業者等が当該経費を別途旅行者から収受する場合には、それぞれの経費の収受方法、収受内容、収受金額の根拠を記載すること。